

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部課室名	平素の業務
総務部 (基地・防災課) (総務課) (秘書課)	・市国民保護協議会の運営に関すること。 ・市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。 ・市国民保護計画に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・警報の内容及び緊急通報の内容の伝達等に関すること。 ・国民保護に関する情報の収集に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・国民保護措置についての研修及び訓練に関すること。 ・国民保護に関する啓発に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・国民保護対策予算その他財政に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・防災無線の運用に関すること。
(職員課)	・職員の非常招集に関すること。
(税務課)	・特殊標章等の交付等に関すること。
(納税課)	・職員の動員及び動員の記録に関すること。
(管財・契約課)	・物資の運送に関すること。 ・一般世帯の被害調査及び被害世帯調査票の作成の総括に関すること

(財政課) (会計課)	・被害対策予算の編成に関すること。 ・物資の調達及び支給に関すること。 ・被害関係、請負工事の契約に関すること など
企画振興部 (まちづくり推進課) (まちづくり拠点整備室) (企画課) (広報課) (50周年事業室)	・ボランティアの受入れに関すること ・報道機関との連絡に関すること。 ・避難の指示の伝達等に関すること。 ・関係機関への国民保護措置に関する情報の提供に関すること。
経済部 (農政課) (商工労働課) (花と緑・観光課) 農業委員会事務局	・農業団体との連絡調整に関すること。 ・工業、商業団体、観光施設との連絡調整に関すること。 ・生活関連等施設の把握及び対策に関すること。 ・生活関連物資等の安定供給に関すること など
保健福祉部 (福祉課) (国保医療課) (介護福祉課) (障がい福祉課) (保健課) (健康スポーツ課)	・福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・生活必需品等の調達及び給与に関すること。 ・医療機関等との連絡調整に関すること。 ・日本赤十字社北海道支部、その他福祉団体との連絡調整に関すること など ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・救急医薬品その他衛生資材の調達及び供給に関すること。 ・被害地及び避難所の保健指導に関すること。 ・生活環境部への支援に関すること など
生活環境部 (廃棄物管理課) (環境課) (計画調整課) (市民生活課) (市民課) (島松支所) (恵み野出張所) (中恵庭出張所)	・廃棄物処理に係る調整に関すること。 ・環境保全に関すること。 ・鳥獣の保護に関すること。 ・被災地の汚物・じん芥・し尿等の清掃計画及び実施に関すること など
水道部 (経営管理課)	・水道部の総括に関すること。 ・水道関係機関との連絡調整に関すること。 ・市民に対する水道被害情報等の広報に関すること。 ・水道の被害情報、苦情等の整理及び処理に関すること。

(工事課) (施設維持課) (下水終末処理場)	・ 市民への応急給水に関すること など ・ 市民への応急給水に関すること。 ・ 給水管復旧に関すること。 ・ 水道水の水質保全に関すること など ・ 下水道施設の警戒、配備に関すること など
建設部 (管理課) (車輛センター) (土木課) (都市整備課(土木職)) (建築課) (住宅課) (都市整備課(建築職))	・ 危険地域の警戒、巡視の総括に関すること。 ・ 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護並びに応急対策に関すること。 ・ 市有土木建設用機材の確保及び輸送に関すること。 ・ 建設関係機関（団体）との連絡調整に関すること。 ・ 道路等の災害復旧に関すること など ・ 応急仮設住宅の建築に関すること。 ・ 一般住宅の復旧相談業務に関すること。
教育部 (教育施設課) (社会教育課) (読書推進課) (郷土資料館) 議会事務局 監査事務局 子ども未来部 (子ども家庭課) (子育て支援課) (子ども発達支援センター) 教育部 (教育総務課) (教育支援課) (学校給食センター)	・ 避難所の開設及び管理に関すること。 ・ 住民の避難誘導に関すること。 ・ 教育施設の応急利用及び復旧に関すること。 ・ 避難住民の相談に関すること。 ・ 文化財の保護及び応急対策に関すること ・ 児童福祉施設等の応急対策に関すること など ・ 教育施設の応急復旧対策に関すること。 ・ 被災時の応急教育対策に関すること。 ・ 学校長に対する避難の指示の通知に関すること。 ・ 児童、生徒の安全確保に関すること。 ・ 避難児童及び生徒に対する教科書、学用品の支給に関すること。 ・ 教育関係施設の避難所としての開設に関すること など

消防本部	・ 消防部隊又は緊急部隊の配備、運用に関すること。
(総務課)	・ 消防職団員の招集に関すること。
(警防課)	・ 部内の連絡調整に関すること。
(予防課)	・ 諸物資等調達及び補給に関すること。
	・ 消防施設の応急対策に関すること。
	・ 各中隊の業務に属さない事項に関すること など
(救急指令1・2課)	・ 被害情報の収集、伝達に関すること。
	・ 気象情報の収集に関すること など
第1中隊	・ 災害活動の実施に関すること。
(消防1・2課)	・ 初動時の警戒区域の設定、解除に関すること。
(島松出張所)	・ 人命救助及び避難誘導に関すること など
(南出張所)	
第2中隊	・ 第1中隊への支援に関すること など
(消防団)	